

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

シリーズ

原告たちの声を聞いてください

泉南アスベスト国家賠償請求原告 西村 東子さん

死ぬために働いてきたと思いたくありません

大阪高等裁判所での第1回の法廷(11月17日)で、原告西村東子さんが、酸素をつけながら、陳述しました。

私は、原告の西村東子です。石綿肺で、平成18年6月にじん肺管理区分4の認定を受けました。

私は、昭和49年から平成8年



車いすに乗り入廷する西村東子さん

まで、大量の粉じんの舞う石綿工場で働きました。3人の子供を育てるため、服や体に粉じんがびっしりとつく中で、朝5時から夕方5時まで働きづめでした。きつい仕事でも、私は働くことが好きでした。

管理4と言われ、一番重いことを知ったときのショックは、今でも忘れられません。

2011年を早期解決の年に

原告団・弁護団の新春の集いを開きます。国会議員の皆さまの激励のメッセージをお願いします。

1月23日(日)午後2時 阪南市サラダホール

●メッセージは、〒590-0515 泉南市信達六尾595

●泉南地域の石綿被害と市民の会宛にお願いします。

●早期解決団体署名は、1月23日まで集めます。よろしくお願いします。



大阪・泉南アスベスト国賠訴訟とは
大阪府泉南地域では、約100年にわたって石綿紡織業が発展し、戦前から地域ぐるみのアスベスト被害が広範かつ深刻に進行しました。2006年5月、石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などが、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起。2010年5月19日、大阪地裁は国の責任を認め、26人に総額約4億3500万円の賠償を命じました。国が控訴したため原告も控訴し、第1陣訴訟(原告31人・被害者26人)が大阪高裁に、第2陣訴訟(原告30人・被害者21人)が大阪地裁に係属中です(2010年10月現在)。

で仕方ありません。

私たちは、もう4年以上、たたかってきました。いつ終わるか分からない、長い裁判に耐えられる体ではありません。生きるために、23年間も、苦勞して働いてきたのに、死ぬために働いてきたと思いたくありません。

裁判官のみなさん、どうか、私たちの願いを聞いて、早く解決して、私たちを安心させて下さい。よろしくお願いします。

は、どんどん悪化しました。昨年1月の尋問の時は、酸素を付けずにがまんしましたが、話すだけで息が上がって苦しかったです。その年の2月から、酸素を付けていますが、それでも、息が苦しいです。洗たく物を干すため、階段も、四つんばいになってどうにか上っていました。が、今は、息子にやってもらうこともありません。家事も出来なくなったらおしまいだと思うのですが、もう投げ出したい、と思ってしまう。

こんな体ですが、判決を見届けたくて、裁判所に通いました。勝訴判決を聞いた時、やっと苦しいたたかいが終わったと思いい、ほっとしました。それなのに、控訴され、国に見放された思いがしました。私が生きていく内に解決がされるのか、心配